

日本國際問題研究所中國部會編

中國共產黨史資料集

一九四二年一月—一九四三年十二月

11

勁草書房刊

中国共産党史資料集 第11巻

1975年3月1日 第1版第1刷発行

◎編者 日本国際問題研究所
中国部会

発行者 井村寿二
東京都文京区後楽2-23-15

印刷者 小林清
東京都港区三田5-12-1

発行所	東京都文京区 後楽2-23-15 振替東京175253	株式 会社	勁草書房
-----	-----------------------------------	----------	------

落丁本・乱丁本はおとりかえいたします。

図書印刷・和田製本

Printed in Japan

3331-336103-1836

* 定価は外面に表示してあります。

凡例

(1) 本資料集は、ほぼ五・四運動前後から一九四五年、太平洋戦争が終るまでの中国共産党に関する基本的資料を翻訳採録したものである。選択の基準は、第一に中共中央の発出した重要資料およびコミンテルンの中国関係の重要資料、第二に中共中央に準ずるか、あるいはこれを代表すると思われる個人・団体・政府の名（たとえば、毛沢東・王明・共産主義青年団・辺区政府等）で出された資料、第三に中国共産党と深い係わり合いをもつ大衆的諸団体（たとえば、中華全国総工会等）の名で発表された資料の順である。

(2) 本資料集は全一二巻におよび、各巻毎に、採録した資料についての編注・資料・資料目録・年表・使用文献資料一覧表およびその解題・索引を、この順序に従って掲載した。資料の配列は執筆ないし発表年月日の順とし、年月日の不明のものについてはその資料が掲載された文献の発行日付に従うか、あるいは推定によった。

(3) 複数の原典をもつ資料に関しては、原則として最も早い時期に公表されたと思われるものを原文として採用した。掲載した資料は、今回新たに訳されたものが多いが、従来翻訳され

ていたものについてはこれを参照するか、あるいはその翻訳者の校閲を経て転載したものもある。選択したもののうち、日本語訳のみあつて原資料の見出し得ないものは、やむをえずそのまま採録した。ただし重要な資料ではあるが、わが国において今日にはなだ容易に日本語訳を見ることが出来るものについては、多くを掲載しなかった（たとえば『毛沢東選集』所収の資料など）。

(4) 紙数の制約により、重要と思われるかなりの資料を割愛せざるをえなかったが、本資料集作成の際に蒐集した各種の文献資料の中から重要と思われるものを選び巻末の資料目録に掲載したので、これを参照されたい。資料目録の記述は発表年月日、発出者あるいは著者、資料原名、所収原典の順とし、原典が複数の場合は、原則的にはすべて記した。ただし原典を蒐集しえなかったものについてのみ、後世編纂された資料集から採り、その名を記した（たとえば、『赤匪反動文件彙編』『革命文献』『共匪禍国史料彙編』など）。また同様に原典を見出しえず日本語訳のみがあるものは、やむをえずそれからとった。発出年月日不明の場合は、明記しないまま、その前後を適宜判断

して配列した。

(5) 資料目録を利用する際の便宜のために、とくに重要と思われる事項、および事件を年表として上段に付した。また使用文献資料一覧表では、重要かつ初出のものについてのみ簡単な解題を付した。

(6) 使用文字は資料原名・所収原典名および原意を忠実に伝えるのに必要と思われる場合にのみ原文の通りとし、その他は新字体を用いた。

(7) 翻訳文は校閲して用語の統一等を行なったが、責任の所在は翻訳者にあるので、各資料の末尾に翻訳者名を記した。なお訳語は、原則として固有名詞は原語のままとし、その他は翻訳してある。訳文中、「」の部分は訳注あるいは編者注、ないしは訳者が言葉を補ったものである。

(8) 編注は、原則として採録資料の背景（日付、場所、発出者、前後の状況など）および参考資料をあげるに止めてある。

(9) 本資料集の編纂事業は、第一期に七年、第二期に三年の年月を要した。そのため、途中で編集者に若干の異動があった。各巻の扉裏の編集者一覧に多少の変動が生じた所以である。

(10) 本資料集には、なお不備な点や推蔽の不十分なところも多く、また誤りなきを期しがたい。読者各位の叱正を待つものである。

(11) 本巻は、太平洋戦争勃発直後の一九四二年一月から、ヨーロッパ第二戦線形成が具体化された一九四三年一月までの時期を対象として、整風運動を中心とする諸資料七五篇を収録した。

目次

資料1	陝甘寧辺区政府 陝甘寧辺区人權・財産権保障条例（一九四二年一月一日）	3
資料2	中共中央政治局 抗日根拠地の土地政策についての決定および付属文書（一九四二年一月二八日）	5
資料3	謝覺哉 三三制の理論と實際（一九四二年一月）	13
資料4	毛沢東 学風・党風・文風を整えよう——党学校開校式での演説——（一九四二年二月一日）	26
資料5	『解放日報』社論 英米の対華借款は何を意味するか（一九四二年二月八日）	42
資料6	張如心 毛沢東の理論と戦術を学習し掌握しよう（一九四二年二月一八日）	45
資料7	王実味 野百合の花（一九四二年二月二六日）	54
資料8	中共中央政治局 在職幹部の教育についての決定（一九四二年二月二八日）	63
資料9	毛沢東・朱徳・王稼祥 留守兵団・保安部隊に送る慰問の手紙（一九四二年三月四日）	68
資料10	『解放日報』社論 教条とズボン（一九四二年三月九日）	71
資料11	丁玲 国際婦人デーに思う（一九四二年三月九日）	75
資料12	『解放日報』社論 三三制を實行し、党の指導を貫徹しよう（一九四二年三月一三日）	80
資料13	中共中央宣伝部 党機関紙の改革についての通達（一九四二年三月一六日）	83
資料14	豫鄂辺区第一期第一回人民代表大会 豫鄂辺区施政綱領（一九四二年三月二日）	85
資料15	『解放日報』社論 読者へ（一九四二年四月一日）	90
資料16	中共中央宣伝部 中央の決定ならびに毛沢東同志の三風整頓報告を延安において討論することについての決定（一九四二年四月三日）	94

資料 17	『解放日報』社論 三風の整頓は正しく行なわれなければならない（一九四二年四月五日）	98
資料 18	『解放日報』社論 夜明け前の暗闇（一九四二年四月十五日）	102
資料 19	中共中央 メーデーについての指示（一九四二年四月二日）	104
資料 20	中共中央 晋東南抗日根拠地の労働運動についての指示（一九四二年四月二四日）	106
資料 21	毛沢東 延安文芸座談会での講話（一九四二年五月二日、二三日）	111
資料 22	『解放日報』社論 延安での一ヵ月の学習運動の総括（一九四二年六月五日）	139
資料 23	中共中央宣伝部 全党で三風の整頓の学習運動を行なうことについての指示および付属文書二件（一九四二年六月八日）	144
資料 24	陳伯達 王実味について——中央研究院の座談会における発言——（一九四二年六月九日）	147
資料 25	羅邁 中央研究院の思想論戦について——動員大会から座談会まで——（一九四二年六月一日）	155
資料 26	延安文芸座談会 トロツキー派・王実味事件についての決議（一九四二年六月一八日）	162
資料 27	陝甘寧辺区政府第二四回政務会議 辺区参議会拡大常務委員会の提案についての決定（一九四二年六月）	163
資料 28	中共中央 抗戦五周年記念宣言（一九四二年七月七日）	166
資料 29	中共中央 抗日根拠地の全党員ならびに八路軍・新四軍の全將兵に告げる書（一九四二年七月七日）	171
資料 30	『解放日報』社論 第二次「精兵簡政」と県政府の権限の拡大（一九四二年七月九日）	175

資料31	『解放日報』社論 ガンジの誤った政策（一九四二年七月二七日）	179
資料32	中共中央政治局 抗日根拠地の党の指導の統一ならびに各組織間の関係調整について の決定（一九四二年九月一日）	181
資料33	『解放日報』社論 ソ連赤軍の偉大な勝利（一九四二年一〇月二日）	190
資料34	中共中央晋綏分局 晋西北根拠地の施政綱領（一九四二年一〇月二九日）	195
資料35	中共中央 寛大な政策についての解釈（一九四二年一月六日）	197
資料36	毛沢東 十月革命二五周年を祝う（一九四二年一月六日）	199
資料37	高崗 辺区の党の歴史的問題についての検討——陝甘寧辺区党の高級幹部会議における 講演（一部略）（一九四二年一月一七日—一八日）	200
資料38	中共中央スポークスマン 中国国民党一〇中全会についての意見（一九四二年一月二九日）	200
資料39	彭德懷 華北根拠地の工作についての報告——太行区の営クラス・県クラス以上の幹部 の会議における報告——（一九四二年二月一八日）	222
資料40	陝甘寧辺区政府 陝甘寧辺区土地小作条例草案（付説明）（一九四二年二月二九日）	288
資料41	李富春 衣食のことかかぬよう物質生活改善のために闘おう——中央および軍事委員会 直属の経済工作者会議における報告——（一九四三年一月八日）	295
資料42	『解放日報』社論 呉満有運動を展開しよう（一九四三年一月一日）	311
資料43	陝甘寧辺区政府 軍隊擁護についての決定（一九四三年一月一五日）	315

資料44	譚政 軍閥主義の傾向を一掃しよう（一九四三年一月一六日）	319
資料45	『解放日報』社論 労働力を組織化しよう（一九四三年一月二五日）	333
資料46	中共中央 中米・中英間の不平等条約廃棄の祝賀についての決定（一九四三年一月二五日）	337
資料47	中共中央・毛沢東 ソ連共産党およびソ連赤軍将兵宛て祝電（一九四三年二月二日）	340
資料48	陝甘寧辺区政府 陝甘寧辺区簡政実施綱要（一九四三年三月）	341
資料49	凱豊 文芸工作者が農村にはいる問題について——党の文芸工作者会議における講話 ——（一九四三年三月一〇日）	360
資料50	陳雲 党の文芸工作者の二つの傾向の問題について——党の文芸工作者会議における講話——（一九四三年三月一〇日）	373
資料51	中共中央西北局 春耕運動についての指示（一九四三年三月二日）	381
資料52	中共中央西北局 『解放日報』のいくつかの問題についての通知（一九四三年三月二〇日）	384
資料53	劉景範 われわれの工場の改革のために奮闘しよう——辺区各公営工場連席会議における総括報告——（一九四三年四月）	387
資料54	中共中央 摩擦と反摩擦（一九四三年五月一〇日）	398
資料55	コミンテルン執行委員会幹部会 コミンテルン解散の提案についての決定（一九四三年五月一五日）	405
資料56	中共中央 コミンテルン執行委員会幹部会のコミンテルン解散の提案についての決定（一九四三年五月二六日）	408

資料 57	毛沢東 コミンテルン解散問題についての報告(要旨) (一九四三年五月二六日)	412
資料 58	中共中央政治局 指導方法についての決定 (一九四三年六月一日)	416
資料 59	『解放日報』社論 ふたたびコミンテルンの解散を論ず (一九四三年六月二七日)	421
資料 60	中共中央 抗戦六周年記念宣言 (一九四三年七月二日)	427
資料 61	朱徳 蔣介石宛ての緊急電報 (一九四三年七月六日)	437
資料 62	劉少奇 党内のメンシェヴィズムを一掃しよう (一九四三年七月六日)	439
資料 63	延安民衆抗戦六周年記念大会 団結して内戦に反対せよとの訴えについての通電 (一九四三年七月九日)	449
資料 64	中共中央北方局 整風の経験についての紹介 (一九四三年七月九日)	454
資料 65	陳伯達 『中国の命運』を評す (一九四三年七月二日)	460
資料 66	周恩来 延安の歓迎会における演説 (一九四三年八月二日)	494
資料 67	中共中央 幹部審査についての決定 (一九四三年八月一日)	502
資料 68	中共中央華中局 生産運動を展開することについての指示 (一九四三年九月三〇日)	508
資料 69	陝甘寧辺区政府 陝甘寧辺区土地登記試行弁法 (一九四三年九月)	512
資料 70	陝甘寧辺区政府 陝甘寧辺区農業統一累進税試行条例ならびに試行細則 (一九四三年九月)	516
資料 71	中共中央政治局 減租・生産・擁政愛民および十大政策の宣伝についての指示 (一九四三年 一〇月一日)	527
資料 72	毛沢東 合作社を論ず——陝甘寧辺区高級幹部会議での講話—— (一九四三年一〇月)	531

資料73	毛沢東 十月革命記念日の幹部夜間祝賀会における講話（一九四三年一月六日）	535
資料74	中共中央宣伝部 党の文芸政策を執行することについての決定（一九四三年一月七日）	538
資料75	『解放日報』時評 カイロ会議とテヘラン会議（一九四三年二月二〇日）	541
資料目録		547
使用文献資料一覧表		
索引		

中國共產黨史資料集

第一卷

資料1 陝甘寧辺区政府

陝甘寧辺区人権・財産権保障条例

(一九四二年一月一日)

『邊区政府公佈保障人權財產權條例』（『解放日報』一九四二年一月一日刊 四ページ）

〔編注〕本資料は前年二月の陝甘寧辺区第二回參議會で採択され、一月一日辺区政府より公布されたものである。『陝甘寧邊區第二屆參議會重要文獻』では二月公布とされているが、『解放日報』一月一日付に掲載され、彭濤「保障人權財產權」（『解放日報』二月三日）も、一月一日公布としているのでこれにしたがった。辺区の法体系の下で、人民の人權・財産權の保護を獨立した条例として公布したのは、本資料がおそらく最初のものと思われ、注目される。

第一条 本条例は、辺区人民の人權・財産權を保障し、不法に侵害させないことを目的とする。

第二条 辺区のすべての抗日人民は、民族、階級、党派、性別、職業および宗教のちがいなく、いずれも言論、出版、集会、結社、居住、転居および思想・信仰の自由を有するとともに、平等な民主主義的權利を享有する。

第三条 辺区のすべての抗日人民の私有財産權、および法にもとづくその使用および収益の自由の權利を保障する（土地・

家屋・債權およびすべての資産をふくむ）。

第四条 土地がすでに分配されている地域では、土地を取得したすべての農民の土地私有權を保障する。土地がまだ分配されていない地域では、地主の土地所有權および債權者の債權を保障する。

第五条 土地貸付人と小作人（原語は「租佃」訳注）、債權者と債務者の双方は、政府の法令にしたがって、減租減息（小作料と利子を引き下げることを「訳注」、交租交息（小作料と利子を完納すること「訳注」）を実行しなければならない。すべての小作契約および金銭貸借契約の締結は、双方の自発的意思によらなければならない。

第六条 辺区人民の財産、住宅については、公共的利益のために特別な法令の規定があるものを除き、いずれの機關・部隊・団体も、不法に徵用、差押え、侵入、もしくは捜査・逮捕を行なつてはならない。

第七条 司法機關および公安機關が法によってその職務を執行する以外には、いずれの機關・部隊・団体も、なにびとも逮捕し、訊問し、処罰してはならない。ただし、現行犯はこの限りではない。人民の利益がそこなわれた場合には、いかなる方式によろうと、「人民は」いずれの公務員の不法行為をも告発する權利を有する。

第八条 司法機關または公安機關が犯人を逮捕するには、十分

な証拠をあつめ、法に定める手続にしたがつて執行すべきである。

第九条 司法職権または公安職権をもたない機関・軍隊・団体または個人が現行犯を逮捕した場合には、二四時間以内に証拠物件を添えて檢察職権を有する機関、または公安機関に引き渡し、法にしたがつてその処理を仰がなければならない。犯人を引き取った檢察機関または公安機関は、二四時間以内に捜査・訊問を行なうべきものとする。

第一〇条 逮捕した犯人を、侮辱し、殴打し、体刑を加えて訊問し、自白を強要することは許されない。裁判には証拠主義を採り、供述には重きをおかないものとする。

第一一条 司法機関が民事・刑事事件を審理するには、これを通達した日から三〇日を越えないうちにかならず判決を宣告し、当事者に処理の遅延によって不利益をこうむらせないようにするものとする。ただし、特殊な事情があり、即時に裁判することができない場合には、この限りではない。

第二二条 司法機関の受理した民事事件では、出頭命令を拒否したり、判決を実行しなかったり、特殊な事情があったりした場合のほかは、拘留してはならない。

第一三条 戒厳令が施かれている時のほかは、非現役軍人の犯罪は、軍法による裁判をうけない。もし軍人と人民との間に訴訟が生じた場合には、刑事事件では、結審後に、軍人は軍

法処に引き渡され、軍人でないものは司法機関に送られて、法によって裁判されるものとし、民事訴訟は、司法機関によって処理されるものとする。

第一四条 人民の訴訟では、司法機関はどんな費用をも徴収してはならない。

第一五条 逮捕された犯人の財産物品は、判決を経ずして没収してはならないし、また取り換えたり、かつてに損傷してはならない。

第一六条 区・郷政府は、その管轄区域内の住民の訴訟事件について、双方の当事者の同意を得て、これを調停することができる。もし調停に不服であれば、当事者は自由に司法機関に告訴することができ、「政府は」これを阻止したり、権限を越えていかなる処分をも加えてはならない。

第一七条 区クラス以下の政府は、警察条例違反罪以外のいずれの事件についても、偵察と調停を行ないうるだけで、それを審理し、拘留し、処分する権限を有しない。

第一八条 辺区人民は、裁判機関が判決を下した事件に不服ならば、法によって、級を追って上訴することができる。

第一九条 各級の裁判機関が死刑を判決した事件で、すでに上訴期限がすぎながら上訴がない場合には、辺区政府に報告し、その審査と承認を受けたのち、はじめて刑を執行することができる。ただし、戦争という緊急事態がある場合には、

この限りではない。

第二〇条 かつて辺区に反対して他地方に逃れていた辺区人民で、みずから辺区の法令を守って辺区に帰来することを望むものについては、すべて過去を追及されず、かつ法律の保護をうけるものとする。

第二一条 本条例の解釈権は、辺区政府に属する。

第二二条 本条例は、陝甘寧辺区参議会で採択されたうえ、辺区政府が公布し、施行するものとする。

(川村嘉夫訳)

資料2 中共中央政治局

抗日根拠地の土地政策についての決定および付属文書 (一九四二年一月二八日)

「中共中央關於抗日根據地土地政策的決定・同附件（中華民國三十一年一月二十八日中央政治局通過）」（『解放日報』一九四二年二月六日刊 一および三ページ）

〔編注〕中共はすでに、一九三七年に土地革命政策停止を宣言して以来、「減租・減息」政策をおしすすめてきたが、本文中にも指摘されているように、「減租・減息」の半面としての「交租・交息」の側面はかならずしも徹底されてはいなかったようである。本資料はこのような一部の傾向を批判し、抗日の側に立つ限り、地主の所有権をも保障しなければならず、富農の生産はこれを育成しなければならぬことを明らかにして、抗日期における中共の土地政策全般にわたりその原則を述べており、また、その付属文書はこの点について具体的に指示したものと興味深い。なお、地主・小作関係について、より詳細に規定したのもとして、資料40がある。

抗戦以来、わが党が各抗日根拠地において実行している土地政策は、抗日民族統一戦線の土地政策であり、つまり一方では減租減息（小作料・利子の引き下げ〔訳注〕）をやり、一方では交租